

第一次世界大戦前のイギリスの
対東アジア政策に関する一考察
——対ロシア交渉の停止と「日英同盟」協約交渉,
1901年10月～11月——

藤 井 信 行*

A Study on British Foreign Policy in East Asia before the First World War
Negotiation with Russia and Anglo-Japanese Alliance Negotiation,
Oct. to Nov. 1901

Nobuyuki FUJII

要 旨

19世紀末から第一次世界大戦に至るイギリス外交政策の研究は、1960年代に入り「50年ルール」解禁の後に飛躍的に進展した。外務省文書や内閣文書に基づいた諸研究は、ソールズベリが単なる頑固な孤立主義者ではなかったことを明らかにした。彼は、1890年代を通じて、ロシアとフランスとの協調の機会を常にうかがっていたからである。

1902年1月末に「日英同盟」が成立するが、ソールズベリ内閣は、日本との交渉に先がけてロシアと交渉を行っていた。結果的にはロシアとの交渉が失敗したことをうけて、内閣は本格的な日本との交渉に入ったのであった。しかしこのことは、イギリスが東アジアにおいてロシアと敵対することを意味するものではなかった。日本との同盟交渉も従って、「反ロシア」ではなく、「反ロシアではない協定」の模索の結果であった。

小論で取り上げるロシアとの直接交渉も、また日本との「反ロシアではない協定」の交渉とともに、1898年1月に始まる東アジアに関する一連の交渉の中の位置づけられるが、「スコット＝ムラヴィヨフ協定」(1899年4月)にみられるように、ロシアとの何らかの相互理解を求めた結果なのであった。それが、19世紀末のイギリスの伝統的外交政策であった。

キーワード：イギリス外交政策、第一次世界大戦、英露関係、日英同盟、ヨーロッパ国際関係

*助教授 19世紀ヨーロッパ国際関係史

1. はじめに

小論は、第一次世界大戦前のイギリスの外交政策を、19世紀末からの継続性の中で捉えようする近年の筆者の研究⁽¹⁾のひとつであるが、具体的には、イギリスが日本との協約を模索していた時期（1901年7月～11月）にあっても、イギリスにとっての最重要交渉相手国はロシアであったことを論証したものである。この時期のイギリスにとって外交政策上の第一義的関心は帝国の防衛であり、そのためにロシアとフランスとの世界レヴェルでの相互理解が必要とされたからであった。

19世紀末から日英同盟協約締結に至る時期のイギリスの外交政策に関して特徴的なことは、次の3点であろう。まず第一に、イギリスは世界中でロシアとフランスの圧を感じていたこと。たとえば1882年以来のエジプトをめぐるフランスからの挑戦は、98年のファショダ事件でその頂点を迎えた。最終的にはフランスの失敗に終わったが、しかし、だからといってそれでフランスの脅威がなくなったわけではなかった。さらにインド北西部国境やペルシャでは、ロシアの圧迫に対抗せねばならなかった。そして、地中海防衛のための二国標準主義の見直しも迫られていた⁽²⁾。第二に、イギリスは南アフリカ問題の対応に苦慮していたこと。ソールズベリ首相はすでに1899年9月に、南アフリカ問題への積極的介入の必要性を説いていた⁽³⁾。そしてイギリスにとってこの南アフリカ問題は、単にヨーロッパにおける孤立といった国際関係の面からだけでなく、国内財政の面からもその対外政策を拘束していた。当初、500万あるいは1,000万、最大でも2,000万ポンド余と見積もっていた戦争費用であったが、実際には1899年だけで4,410万ポンド、1900年には9,240万ポンドの軍事支出を記録した。蔵相ヒックス・ビーチは1901年10月に、軍事費の増大に警鐘を鳴らした⁽⁴⁾。第三に、国内にアイルランド問題、海外ではエジプトやインドでの社会不安を抱えていたことである。当然のことながらイギリスの政治家たちの第一義的な関心はこうしたことに向けられ、東アジアの問題などは二義的な重要性をもつに過ぎなかった。

こうした状況下にあって、イギリスの対外政策上の選択肢は限られていた。その世界規模の植民地における利益を長期的に守るために、ロシアやフランスの圧迫に対して、ドイツと同盟を結ぶことによって対抗するか⁽⁵⁾、あるいはそのライバルたち（ロシアやフランス）と何らかの協調の道を探るかであった。ソールズベリ内閣の選択は、後者であった。ドイツとの同盟が、ヨーロッパ大陸内でのそのライバルたちとの永遠の対立を意味すると考えられたからであった。こうして、ロシアとフランスとの和解の道が模索されることとなった。

しかしながらこの両国との和解の道は、イギリスがその19世紀の伝統的外交政策といわれ

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

る「孤立政策」を放棄し、新たに協商・同盟政策に転換したことを意味するものではなかった。そもそも「孤立政策」なるもの自体が、この時代のイギリスの外交政策にとって何ら実体性を持つものではなかった⁽⁶⁾。確かにソールズベリは、1895年に第三次内閣を組織し、自ら1900年10月まで外相を兼ねるが、その間チェンバレンらの英独同盟論には終始反対していた。さらに新外相ラッスダウントを中心とするグループが1901年以降、イギリスのそれまでの外交政策のいくつかの伝統を放棄して新しいコースを探り、次第にソールズベリに代わり外交政策決定の主導権を握るようになってきたのも、また事実である。実際、彼らによって日英同盟やその2年後に英仏協商が実現する。こうしてソールズベリは、後の時代の人々から孤立主義者の烙印を捺されることとなった。しかし、彼自身は決して孤立主義者ではなかった。彼は1890年代を通して、ロシアやフランスとの協調の機会を窺っていたのであった。

さて小論は、日英同盟協約の成立前のイギリスの対ロシア政策を考察するものであるが、次章と次々章では、イギリスと日本の両政府間で同盟協約交渉が公式の討議として開始される1901年10月16日以前を取り上げる。同盟協約交渉の日本側の中心人物は、特命全権公使（在イギリス）林董^{ただす}であったが、ロンドン駐在ドイツ臨時代理公使エカード・スタインが1901年3月か4月に林に日英独三国同盟を進言したことをきっかけに、彼は対イギリス交渉を非公式に始めた⁽⁷⁾。当初、イギリス側に日本との協約にほとんど関心がなかったことや日本側に内閣の交代などの政治的ブランクがあったことで、日英協約の交渉がイギリスと日本の両政府間で実際に公式の討議として開始されるのは、それから半年後の10月16日のことである。この日、ラッスダウント林の会談が行われ、林から日本の協約案が提出された。この間のラッスダウントと林との会談の記録を基に、この時期のイギリスの対東アジア政策を考察する。そして第4章では、日本案提出からこれに対するイギリスの対案草案が提出される11月6日までの閣議を中心に、ラッスダウントの対応を考察する。ともにこの時期、日本との交渉より対ロシア交渉がつねに優先されていたことを明らかにしたい。第5章はまとめである。

2. 東アジアにおける対ロシア政策（1898年～1901年6月）

ソールズベリは、すでに1898年頃からペルシャ・アフガニスタン問題をめぐりロシアとの直接交渉を考えていた。この時はしかし、ロシアからの拒否にあった。状況が極めて複雑となつたこともあり、彼は、ペルシャ湾をヨーロッパの国の支配に委ねないという約束をペルシャ政府と交わすことによって、ロシアの拒否に対応した⁸。こうしたことを行は、中国においても実行した。同じ年の1月、ロシアに対して相互理解^{アンダースタンディング}を打診した⁽⁹⁾。ロシアはこれに好意的

藤井信行

に応えた⁽¹⁰⁾。しかしロシアの旅順租借によって、この交渉は中断した⁽¹¹⁾。1年後の1899年4月、ロシアとの交渉はスコット＝ムラヴィヨフ協定となって実現した。イギリスの揚子江流域とロシアの満州における権益とを相互に承認したのである⁽¹²⁾。

ところがこの年の終わりに、いわゆる「義和団」の暴動が本格化した。翌1900年7月にはそれは満州まで拡大し、ロシアはその鉄道破壊に対応するため満州を軍事占領した。このロシアの満州占領軍に対して、清国軍から停戦交渉の申し入れがあり、11月11日に軍事暫定協定に仮調印⁽¹³⁾、同30日に旅順協定として正式調印された。清朝政府（李鴻章）はしかし、この批准を拒否したが⁽¹⁴⁾、この協定の内容が、翌01年1月3日のロンドン「タイムズ」紙に報道された。ラスダウントンは林から、反ロシアの立場で日本と一致するように要請されたが⁽¹⁵⁾、彼は、イギリスは旅順協定を傍観すると返答した⁽¹⁶⁾。これがスコット＝ムラヴィヨフ協定以後のイギリスの基本的な東アジアにおける対ロシア政策だったからである。

ところが2月19日、ロシアが新たなロシア＝清協約案を公表した。この新協約は、ロシアによる満州占領を永久化するものと考えられたため⁽¹⁷⁾、ラスダウントンはロシアに対して翌3月4日に、旅順協定と新協約との間の矛盾点を指摘しその説明を求めた⁽¹⁸⁾。こうして、ロシアに対して公式質問を実施するという形で、まずはイギリスの対ロシア直接交渉の第一歩が踏み出された。

しかしロシアはこれを全く無視して、同17日に新協約の修正案を清国政府に迫り、その返答期限を同26日とすると通告してきた⁽¹⁹⁾。そこでラスダウントンはロシアに対して、イギリスがすでにロシアの満州における権益を承認し、その鉄道に関しては全く干渉の意思はないといいうイギリスの対ロシア政策を明言した上で、イギリスはロシアとの何らかの相互理解^{アンダースタンディング}を求めていることを通知した⁽²⁰⁾。結局、清国は4月2日にロシアに対し協約締結の拒否を告げ⁽²¹⁾、ロシアもまた満州問題に関してこれ以上の危機の拡大を望まず、対清国交渉の中止を宣言した⁽²²⁾。

こうした状況下で、ラスダウントンは林から、日英間の永続的相互理解^{アンダースタンディング}を打診されたが、彼には日本との協定が急務だという認識は全くなかった⁽²³⁾。それよりもイギリスにとって重要なのは、ロシアとの関係であった。4月5日のロシアによる対清国交渉の中止宣言の後も、ラスダウントンはロシアを信用していなかったが⁽²⁴⁾、林から協定の打診を受けたのと同じ17日に、ロシアから「ロシア－イギリス関係は問題の解決に至った」との報告を受けた⁽²⁵⁾。そして同22日には、ロシアの方から内交渉の申し入れがあった⁽²⁶⁾。ラスダウントンはこれに応えて、イギリスは満州におけるロシアの権益を承認しているという対ロシア基本政策を再通告した上で、ロシアとの交渉を再開した⁽²⁷⁾。しかしながらロシアとの交渉は、そう簡単には進まなかった。

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

「義和団」事変に対する清国賠償金問題がその障害となっていた。イギリスは賠償金問題をめぐり、①清国の破産を阻止し、②関税率のアップを阻止し、③清国に対する新たな借款を阻止することの三点を基本政策としていたが⁽²⁸⁾、③の借款問題で、ロシアとの交渉が完全に行き詰まってしまった⁽²⁹⁾。

この間、ラッスダンはドイツとの協力の可能性を二度ほど探ったが、実現はしなかった⁽³⁰⁾。しかし6月に入り、賠償金問題をめぐり日本との関係に大きな変化が訪れた。北京で義和団の戦後処理を議論していた日本の全権公使小村が、賠償金問題に関して、イギリスに新たな提案を行ったのである。日本は、貿易関税を4パーセントから5パーセントにアップすることによって、その増収分を賠償金に当てるなどを提案していたが、これに代わりイギリスの基本政策を認める代償として、日本が損失金を受け取るという形で賠償金問題を解決しよう、と提案してきたのであった⁽³¹⁾。ラッスダンは同20日の閣議で、この日本の新提案に関して討議することを要請した⁽³²⁾。極東における賠償金問題の解決を重要とみなしたのである。ラッスダンは同26日、損失金による賠償金問題の解決で日本と合意した⁽³³⁾。義和団の戦後処理の進展は、日本との関係を大いに進展させたのであった。

3. 日本との「反ロシアではない協定」の模索

7月2日、外務次官補パーティの手になるメモランダム “Suggestion for Agreement with Japan” が内閣に提出された。このメモランダムによれば、①イギリスの揚子江流域と日本の朝鮮における権益を相互に承認する、②日本とロシアの和解により、イギリスは東アジアにおける孤立の危機に立たされるが、日本との何らかの正式交渉がそれを防ぐ、③日英相互に第三国と単独で交渉しないことを確認する、④英独（揚子江）協定に含まれる諸原則の維持、⑤海軍協力に基礎をおく、⑥満州を含まず、⑦ソールズベリーの忠告を守ることなどが、提言されていた⁽³⁴⁾。これは、イギリスにとっては最初の具体的な対日本交渉案であった。これを基にラッスダンは同10日に林と会談し、満州問題に関して再びロシアが新たな対清国条約を準備していることに対抗して、何らかの協定を考えてみてはいかがかと提案した⁽³⁵⁾。しかしこの協定は、これが重要なだけ、決して反ロシアではなく、日本その他関係諸国が一致してロシアによる満州併合や独占を避ける目的の協定であった。

しかしながらラッスダンが後に林に断ったように、これは「一時的な考え方を述べたもので深い考慮の上での考えではなかった」⁽³⁶⁾のである。つまり彼は未だこの時点で、イギリスが日本との公式・非公式を問わず何らかの交渉を必要としているとは考えていなかったのであ

る。確かに、本国に召還されていた駐日公使マクドナルドが同 15 日に林と会談した際、彼はあたかもイギリスが同盟の可能性を日本に打診しているような口ぶりで話していた。おそらくソールズベリとランスダウンはマクドナルドも交えて、イギリスの対清国政策や日本との交渉に関して話し合いをもち、日本との協約締結の将来の可能性を決定したのであろう⁽³⁷⁾。ただしランスダウンにとっては、それは未だ急を要するものではなかったのである⁽³⁸⁾。

ランスダウンはこの時、林との会談と並行してロシアにも話し合いを打診していた。林に「反ロシアではない」協定の考えを提案した同 10 日、ランスダウンはロシアのラムズドルフ外相に対して、満州からのロシア軍の撤退に関して話し合いたいと申し出た⁽³⁹⁾。イギリスは基本的には満州におけるロシアの行動に異論はなかったので、ランスダウンはこの話し合いに期待していたが、ラムズドルフからの返答は「拒否」の通告であった（同 17 日）⁽⁴⁰⁾。しかしながら依然としてイギリスは、ロシアが清国に不当に侵略しない限り、ロシアに敵対する行動を探ることはないという基本政策を維持していた。それどころか、「反ロシアではない」協定ですらランスダウンにとっては、まだまだ一時的な考え方しかなかった⁽⁴¹⁾。

7月 31 日、ランスダウンは林と会談した。そこで日本との協力の必要性に言及した。日英両国の清国における相互の利益防衛のために、日本との永久協商の可能性について話し合いたいと言うのである。ただし具体的な内容は未定のため、ランスダウンの方から林に対して、日本の満州における利益は何か？ また協商によって何を望むか？ を確認させて欲しいと告げた⁽⁴²⁾。これに対して林は、日本の満州における利益は間接的利益に留まること、ただし朝鮮は日本にとって死活問題であるから、協商によってロシアの満州進出による朝鮮への脅威を防ぐことが望みであると返答した⁽⁴³⁾。これによってランスダウンは、日本が朝鮮問題で対ロシア戦争に突入する可能性もあり得ることを認識した。イギリスもロシアの朝鮮支配を危惧はしているが、基本的には清国の門戸開放と領土保全がイギリスの基本政策であった。そこでランスダウンは、もし日本との基本政策の違いを日英両国間の相互理解^{アンダースタンディング}で解決できるのなら、日本との交渉の先ずはその可能性について議論を始めたいと考えた⁽⁴⁴⁾。「反ロシアではない」協定の模索である。

8月 14 日、ランスダウンは林と会談し、この可能性への第一歩を踏み出した。ランスダウンは、イギリスよりも日本の方が即座の利害を持つことから、日本が先に要望を条項にまとめるように要請した⁽⁴⁵⁾。これに対し林は、日本は日英間の同盟はいかなる形であろうとも問題のないこと、中国の門戸開放と領土保全政策の維持を望むこと、ただし朝鮮に関しては対ロシア戦争もあり得ることを告げた⁽⁴⁶⁾。ランスダウンは、イギリスにとって日本との協商の目的は中国の門戸開放と領土保全であり、それ以上のものではないことを再度告げた⁽⁴⁷⁾。2日後の

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

閣議（同16日）で、日英交渉は未だ決定的段階ではないが、引き続き継続することが確認された⁽⁴⁸⁾。そして彼はこの後、およそ1ヶ月の休暇に入る。「反ロシアではない」協定の第一歩は踏み出されたが、まだまだランスダウンにとっては、次のステップへ早急に進まねばならないほどの状況ではなかったのである。

また日本国内でも同じように、この後、内閣の交代に伴う外交の中止といった政治的プランがあり、林が日英交渉の権限を本国から付与されたのはそれから2ヶ月近くが過ぎた10月8日、さらにそれをもとに日本案を提出したのは同16日のことであった⁽⁴⁹⁾。

ただし、この間イギリス国内で、日本との交渉問題が全く忘れられていたわけではなかった。ランスダウンは駐清公使サトウに日本との交渉の前進の可能性もあり得ると報告し（8月25日）⁽⁵⁰⁾、またマクドナルドにも交渉の進展の可能性を告げていた（翌9月4日）⁽⁵¹⁾。さらに海軍大臣セルバンが9月4日付けで、メモランダム “Balance of Naval Power in the Far East” を内閣に提出した。これは、海軍力の面から日英両国の協約を希望するという提言であった⁽⁵²⁾。また同22日にはバーティも同様に、海軍の面から日本との同盟に賛成であると、ランスダウンに進言した⁽⁵³⁾。同盟が、海軍予算を増額することなく、極東における海軍力の優勢を維持する方法である、と言うのである。蔵相ビーチもまた、海軍予算の削減を内閣に強く迫っていた⁽⁵⁴⁾。ここに至り、日本との海軍協力問題がその後の日本との交渉において、新たな要素となって加わった。

4. 日本案の提出と対ロシア交渉の停止

10月16日、ランスダウンは林と会談した。ランスダウンにとっては、協定の性質と範囲を決定する重要な会議であった。林が提出した日本案は次のとおりであった。①日本は韓国における自己の利益を維持し、これを妨害させない、②清帝国の領土保全と門戸開放、③第三国との戦争には相互に中立、また第四国の参戦に対しては共同で対処する、④他国との単独条約を禁止する、⑤ドイツの参加は現時点では考えず。ランスダウンは、以上5点に彼も同意することを述べ、詳細をソールズベリーと相談すると、林に伝えた。林からはこの5点に付け加えて、⑥日本にとって満州問題は二義的问题でしかない、⑦日本の関心は朝鮮にあり、従って朝鮮からロシアを追い出すことは日本にとって死活問題である、⑧朝鮮における日本の政治的優位を望む、⑨日英間の同盟は攻守同盟ではない、⑩範囲はシャムまで広げても良い、⑪平時の海軍協力に同意する、といった指摘があった⁽⁵⁵⁾。

この日本案に対して、当然のことであるが、イギリスでは閣議が開かれ討議された。そして

藤 井 信 行

最終的にイギリスの対案が決議され、日本側に提出されたのは3週間後の11月6日のことであった。しかしこの3週間、閣議で日本案が盛んに議論されていたという訳ではなかった。この3週間にランスダウンをはじめ内閣の外交政策上の中心課題は、対日本ではなく、やはり対ロシアであった。イギリスにとってロシアとの交渉は、日本との交渉よりも優先されるものなものであった。

実は、ランスダウンは林との会談の1週間前（10月9日）にすでに、ロシアの新たな対清国協定の存在を確認していた⁽⁵⁶⁾。これは、ロシアが満州から撤退するその条件に関する新提案であったが、それに加えてロシアは撤退の見返りとして、①満州におけるロシア資本による鉱山採掘権、②清国軍隊のロシア人教官による訓練、③ロシア鉄道を北京まで延長することを要求していた⁽⁵⁷⁾。この中でも、満州の鉄道破壊に対する賠償として要求した鉱山採掘権に関しては、後に露清銀行協定と結びついて清国政府に提出されるが⁽⁵⁸⁾、これは全満州をロシアの手に渡すことを意味していた⁽⁵⁹⁾。またペルシャ問題に関しては、アフガンの首長が死去したため、ロシアが単独でアフガンと直接交渉に入る可能性が危惧された⁽⁶⁰⁾。さらに同15日には、ランスダウンとソールズベリの間で対ペルシャ借款問題が議題となつたが、しかしソールズベリが依然ロシアには懐疑的であったため、彼の反対でロシアとの共同借款は実現しなかつた⁽⁶¹⁾。

こうした状況の中でランスダウンは、再度ロシアと直接交渉することを決定した。ロシア駐英大使スタールと非公式に会談し、アフガンに関するロシア政府の見解（現状維持および後継者による平和的な継承に満足している一つまりロシアの対アフガニスタン単独交渉はない）を確認するとともに、満州問題に関してはロシアの新提案には反対であることを告げた（同22日）⁽⁶²⁾。そして同25日、ランスダウンは自らの日英協約私案とセルバン・メモランダムと林との会談記録とをソールズベリに送付し、その判断を仰いだ⁽⁶³⁾。この日の閣議で彼は、ペルシャと清国の両国は共に、その政体は微弱でしかも政府は不正直な故に、イギリスにとってロシアとの直接交渉が重要であるとの認識を示し、その可能性を探ることを報告した⁽⁶⁴⁾。彼にとっては、この両国への財政援助問題は同根だったのである。3日後の閣議（同28日）では、ソールズベリの同意も得て、ついにロシアとの直接交渉が承認され、ロシアの態度判明を待つことが決定された⁽⁶⁵⁾。

閣議終了後、ランスダウンはすぐに、ロシアに対してペルシャ問題と清国の問題に関する話し合いを打診した⁽⁶⁶⁾。同時に彼は翌29日のスタールとの公式会談において、イギリスはロシアと交渉の用意があることを告げ、イギリス=ロシア共同の対ペルシャ借款案をロシアに提出した。また清国の問題に関しても、新たにロシアとともに共同解決の用意があることを言明し

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

た⁽⁶⁷⁾。しかしながらロシアからの回答は、ことごとくこうしたラヌスダウンの対ロシア努力を拒否するものであった。たとえば清国の問題に関しては、清国との交渉に関してはそれが調印されるまではイギリスに公表するつもりはないというものであったし⁽⁶⁸⁾、実際、同31日にはロシアは満州鉄道に対する賠償金を清政府に要求していた⁽⁶⁹⁾。さらにペルシャ問題に関しては、ロシアは翌11月2日に、ペルシャ政府と借款協定にすでに調印済みのため、イギリスの共同借款案を拒否すると告げた⁽⁷⁰⁾。

もはやイギリスに、選択肢は残されていなかった。ラヌスダウンは11月5日の閣議で、ロシアとの交渉を停止することを報告し、新たに彼の手による日英協約草案を提出した。大多数の閣僚がこれに賛成し、協約草案が承認された⁽⁷¹⁾。いよいよ、日本案に対するイギリスの対案が明らかとなり、ここにイギリスは日本との協約に向けて最終段階に入ることとなった。

5. おわりに

19世紀末から第一次世界大戦の勃発に至る時期のイギリスの外交政策上の第一義的関心は、帝国の防衛であった。これはすなわちイギリスの「帝国の利益」防衛のことには他ならないが、このこと故に、イギリスはロシアとの世界規模での交渉を必要とした。その際、東アジアにおいては、イギリスはその清国における権益が侵害されることがない限り、ロシアの満州政策には反対しなかった。そして「反ロシア」で敵対するのではなく、むしろ何らかの相互理解を求めることが、これがラヌスダウンの対ロシア政策の基本であった。これはすなわち、ソールズベリが19世紀末から続けてきた政策であり、この意味でこれこそがイギリスの伝統的外交政策であったと言えよう⁽⁷²⁾。

つまり日本との同盟協約交渉も、イギリスにとってロシアとの相互理解を求めた伝統的外交政策の延長線上にあった⁽⁷³⁾。ラヌスダウンは、この二つの交渉をつねに両立させていたが、もちろん対ロシア交渉の方が対日本交渉に優先していた。小論で明らかにしたとおりである。しかしながらロシアの側が、なかなかイギリスに対して交渉の門戸を開いてはくれなかつた。その結果が、日本との同盟協約交渉の進展であった。最終的には、それは1902年1月30日に日英同盟協約として調印される。

とは言うものの、この日本との同盟協約の成立を以って、ラヌスダウンの言葉を借りれば、イギリスは決して「今まで何度も声をかけてきた（対ロシア）交渉を止めようというものではない」⁽⁷⁴⁾のであった。彼の対ロシア交渉の努力は、その後も続けられる。たとえばペルシャに関しては、日本との同盟協約締結の後に新たな内閣の下で、1903年4月に第1回対ペルシャ

借款が、続いて翌04年9月に第2回借款が実行され、ロシアとともにペルシャ問題に大きく関与することとなった⁽⁷⁵⁾。先ずはこうした借款事業を通じて、ランズダウンの下でロシアとの協調が模索された。そしてロシアとの相互理解^{アンダースタンディング}を求める彼の努力は、日露戦争での中断を挟んで、最終的には自由党内閣によって1907年に英露協商となつて実を結んだのである。

ただし、この1907年の協商を以ってイギリスのロシアに対する脅威が完全に消滅したかというと、実はそうではなかった。その脅威は第一次大戦まで、イギリスの外交政策—特にヨーロッパ大陸内での対ロシア関係—を拘束し続けたのであった。

注

- (1) 拙稿「第一次世界大戦の勃発とイギリス外交政策」(『川村学園女子大学研究紀要』第12巻第3号, 2001年3月), 「バルカン戦争とイギリス外交政策, 1912~13年」(『同』13-2, 2002年3月), 「『孤立政策』から『協商』へ—イギリス外交政策の転換?」(『同』14-2, 2003年3月) および「英独同盟交渉(1898~1901年)とイギリス外交政策」(『同』15-2, 2004年3月)。
- (2) Navy Estimates 1901-2, Selborne, 1901/1/17, Monger, George. *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900-1907* (London, 1963), p.11. (セルバンは海軍大臣)
- (3) Memorandum, Salisbury, 1899/9/5, Grenville, J. A. S. *Lord Salisbury and Foreign Policy: the Close to the Nineteenth Century* (London, 1964), p.259.
- (4) Financial Difficulties: Appeal for Economy in Estimates, Hicks Beach, 1901/Oct., Neilson, Keith. *Britain and the Last Tsar: British Policy and Russia 1894-1917* (Oxford, 1995), p.120.
- (5) いわゆる英独同盟交渉である。植民相チェンバレンが中心であったが、この同盟交渉がイギリス政府の公式の政治日程に組み込まれたことはなかった。(Koch, H. W. 'The Anglo-German Alliance Negotiations: Missed Opportunity or Myth?', *History* lvi (1969), pp.378-92. 参照)
- (6) 前掲拙稿「転換?」参照。
- (7) 「日英同盟協約締結始末」1902/5/6 外務省編纂『日本外交文書』第35巻 p.33. (以下、『外交』35-33と略す。)
- (8) Hamilton (Secretary of State) to Government of India, 1900/7/6, Gooch and Temperley (ed.). *British Documents on the Origins of the War, 1889-1914*, vol. iv (11 vols.) (London, 1927-38), p. 364. (hereafter cited as *BD* iv 364.)
- (9) Salisbury to O'conor (Ambassador at Constantinople), 1898/1/17, *BD* i 5.
- (10) O'conor to Salisbury, 1898/2/12, *BD* i 11.
- (11) O'conor to Salisbury, 1898/3/13, *BD* i 19.
- (12) Salisbury to Bax-Ironside (Charge de d'Affaire at Peking), 1899/4/30, *BD* i 40-1.
- (13) Lensen, George. *Korea and Manchuria between Russia and Japan, 1895-1904* (Tallahassa, FL., 1966), pp.128-9.
- (14) 小村駐清公使ヨリ加藤外相宛 1901/1/8 『外交』34-100.
- (15) 林ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』34-104.
- (16) Lansdowne to MacDonald (Minister at Tokyo), 1901/1/12&15, Foreign Office Correspondence, Japan

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

- (46) vol.538. (hereafter cited as FO 46/538.)
- (17) Scott (Ambassador at St. Petersburg) to Lansdowne, 1901/3/7, *BD* ii 39–40.
珍田駐露公使ヨリ加藤宛 1901/3/9 『外交』34–194.
- (18) Lansdowne to Scott, 1901/3/6, *BD* ii 37.
林ヨリ加藤宛 1901/3/7 『外交』34–191.
- (19) Lansdowne to MacDonald, 1901/3/19, *BD* ii 47.
小村ヨリ加藤宛 1901/3/17 『外交』34–233–4.
- (20) Lansdowne to Scott, 1901/3/23, Nish, Ian. *The Anglo-Japanese Alliance: the Diplomacy of Two Island Empires, 1894–1907* (London, 1966), p.122; Monger, George. *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900–1907* (London, 1963), p.31.
- (21) 小村ヨリ加藤宛 1901/4/4 『外交』34–327–8.
清国政府は同様に、日独英三国にこれを報告した（小田切在上海領事ヨリ加藤宛 1901/4/5 『外交』34–334.）。
- (22) Lansdowne to Scott, 1901/4/5, *BD* ii 50.
珍田ヨリ加藤宛 1901/4/5 『外交』34–334–5.
- (23) 林ヨリ加藤宛 1901/5/18 『外交』34–18.
- (24) Lansdowne to Scott, 1901/4/5, *BD* ii 51.
- (25) Scott to Lansdowne, 1901/4/18, Neilson, *op. cit.*, p.218.
- (26) Lansdowne to Scott, 1901/4/23, Newton, Lord. *Lord Lansdowne: A Biography* (London, 1929), p.215.
- (27) Ibid., pp.215–6.
- (28) Lansdowne to Satow, 1901/5/11, Monger, *op. cit.*, p.34.
- (29) Scott to Lansdowne, 1901/5/19, FO 65 (Russia)/1625. イギリスは特にこの第三点を嫌った。それは、イギリスからの借入金を使って、対イギリス以外の債務を支払うことになるだろうからであった (Balfour to the King, 1901/4/26, Monger, *op. cit.*, p.34.)。
- (30) 前掲拙稿「英独同盟交渉」参照。
- (31) Lansdowne to Whitehead (Secretary of Legation at Tokyo), 1901/6/21, *BD* ii 89–90.
小村ヨリ曾禰外相宛 1901/6/16 『外交』33別3–669–70.
- (32) Memorandum, Lansdowne, 1901/6/19, Young, L. K. *British Policy in China, 1895–1902* (Oxford, 1970), p.299.
- (33) Lansdowne to Whitehead, 1901/6/26, *BD* ii 90.
小村ヨリ曾禰宛 1901/6/26 『外交』33別3–678.
- (34) Memorandum, Bertie, 1901/7/2, Young, *op. cit.*, p.300.
- (35) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/10 『外交』34–380.
- (36) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/24 『外交』34–383.
- (37) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/15 『外交』34–19.
- (38) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/16 『外交』34–20.
- (39) Lansdowne to Scott, 1901/7/10, FO 65/1618.
- (40) Scott to Lansdowne, 1901/7/17, FO 65/1618.
- (41) 林ヨリ曾禰宛 1901/7/24 『外交』34–383.
- (42) 林ヨリ曾禰宛 1901/8/1 『外交』34–25–6.
- (43) 同上。

藤 井 信 行

- (44) Lansdowne to Whitehead, 1901/7/31, *BD* ii 91. つまりランズダウンが求めたものは、日本との（あるいは日本を含めた数カ国による）何らかの協商であった。これがこの時点での、彼が考えていた対日本政策である。これはマクドナルドが示唆していた将来の協約の可能性とは、明らかに異なる。林は理解していなかったようだが、曾禰は疑っていた（曾禰ヨリ林宛 1901/8/17 『外交』 34-33.）。
- (45) 林ヨリ曾禰宛 1901/8/15 『外交』 34-32.
- (46) Lansdowne to Whitehead, 1900/8/14, *BD* ii 92.
- (47) *Ibid.*
- (48) Salisbury to the King, 1901/8/16, Grenville, *op. cit.*, p.399.
- (49) 林は、ランズダウンとの会談（8月14日）の翌日、曾禰に対イギリス交渉の権限を求めた（林ヨリ曾禰宛 1901/8/19 『外交』 34-33.）。林がその回答を受け取ったのは、新外相小村からであった（『外交』 35-69.）。6月2日に桂が伊藤に代わり、新内閣を組織した。小村は全権として北京議定書の調印（9月7日）に参加していたため、その帰国まで曾禰蔵相が外相職を兼務した。小村が帰国の後に外相に就任したのは同21日のことであった。
- (50) Lansdowne to Satow, 1901/8/25, Neilson, *op. cit.*, p.219.
- (51) Lansdowne to MacDonald, 1901/9/4, Young, *op. cit.*, pp.304-5.
- (52) Memorandum, Selborne, 1901/9/4, Steiner, Zara. 'Great Britain and the Creation of the Anglo-Japanese Alliance', *Journal of Modern History* 31 (1959), pp.29-31.
- (53) Memorandum, Bertie, 1901/9/22, FO 46/547.
- (54) Financial Difficulties, 1901/Oct., Neilson, *op. cit.*, p.120.
- (55) Lansdowne to Whitehead, 1901/10/16, *BD* ii 96-8.
林ヨリ小村外相宛 1901/10/17 『外交』 34-37.
- (56) Lansdowne to Bertie, 1901/10/10 (?), FO 17/1510.
- (57) Whitehead to Komura, 1901/10/14 『外交』 三十四-405-6.
- (58) 日置駐清臨時代代理公使ヨリ小村宛 1901/10/31 『外交』 34-417.
- (59) ベ・ア・ロマーノフ『満州における露国の利権外交史』（原書房，1973 [原本1935] 年），462-71 ページ。
- (60) Hardinge (Minister in Teheran) to Lansdowne, 1901/10/9, FO 65/1623.
- (61) Salisbury to Lansdowne, 1901/10/18, Steiner, *op. cit.*, p.35.
- (62) Lansdowne to Hardinge, 1901/10/22, FO 65/1618.
- (63) Lansdowne to Salisbury, 1901/10/25, FO 46/547.
- (64) Memorandum, Lansdowne, 1901/10/25, Lowe. C. J. *Reluctant Imperialist* vol.ii (2 vols.) (London, 1967), p.132.
- (65) Salisbury to the King, 1901/10/29, Grenville, *op. cit.*, p.402.
- (66) Lansdowne to Hardinge, 1901/10/28, FO 65/1624.
- (67) Lansdowne to Hardinge, 1901/10/29, FO 65/1623.
- (68) Hardinge to Lansdowne, 1901/10/29, FO 65/1625.
- (69) 林ヨリ小村宛 1901/10/31 『外交』 34-420.
- (70) Hardinge to Lansdowne, 1901/11/4, FO 65/1623.
- (71) Salisbury to the King, 1901/11/5, Monger, *op. cit.*, p.57.
- (72) 前掲「転換？」参照。
- (73) 従って当然、この同盟協約の目的も、一連の対ロシア政策の目的に合致した、あるいはそれを補完

第一次世界大戦前のイギリスの対東アジア政策に関する一考察

する目的のものであったと考えられる。なお、日本との同盟協約交渉に関しては、別稿を準備している。

- (74) Lansdowne to MacDonald, 1902/2/12, FO 46/563.
- (75) Lansdowne's Speech in the Lords, 1903/5/5, Hansard (ed.), Parliamentary Debates, 4 th Series-no.121, col.1348.